入　札　公　告

庁舎等維持管理業務の委託契約に係る条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「施行令」という。）第１６７条の６第１項及び福島県財務規則（昭和３９年福島県規則第１７号。以下「財務規則」という。）第２４６条第１項の規定により公告する。

令和８年１１月１８日

福島県喜多方建設事務所長　　遠藤　恒司

１　入札に付する事項

⑴ 業 務 名　　合同庁舎樹木管理業務委託（２６－４１３５０－０２８３）
⑵ 業務箇所　　喜多方合同庁舎　喜多方市松山町鳥見山字下天神地内
⑶ 業務概要　　雪囲い設置・撤去　Ｎ＝１式　剪定　Ｎ＝１式　施肥　Ｎ＝１式
⑷ 履行期間　　契約日から令和９年３月３１日まで

２　入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる条件及び入札説明書に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

⑴ 庁舎等維持管理業務入札参加有資格者名簿（令和８・９年度分）の緑地植栽保全管理業務に登録されている者であること。
⑵ 福島県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。
⑶ 過去２年の間、本件業務又は本件業務と同規模、同種の業務を履行した実績がある者

３　入札参加手続等

⑴ 本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、事前の入札参加申請手続等は要しない。
⑵ 設計図書、契約の条項、入札説明書等の閲覧期間及び閲覧場所
ア　閲覧期間　　令和８年１１月１８日（水）～令和８年１２月１日（火）
イ　閲覧場所　　福島県喜多方建設事務所ホームページ
（電子メールにより申請のあった者にパスワードを連絡する）

⑶ 設計図書等に対する質問及び回答
ア　受付期間　　令和８年１１月１８日（水）～令和８年１１月２５日（水）正午
イ　受付方法　　入札説明書による。
ウ　受付場所　　喜多方市松山町鳥見山字下天神６番地の３
福島県喜多方建設事務所　総務部　総務課
電話番号　　０２４１－２４－５７１０
ファクシミリ　　０２４１－２４－５７２９
電子メール　　kitakata.ken.soumuka.nyuusatsu@pref.fukushima.lg.jp

エ　回答予定日　令和８年１１月２６日（木）

オ　回答書閲覧方法　　福島県喜多方建設事務所ホームページに掲載する。

４　入札方法等

⑴ 入札書の提出について

入札説明書による。

⑵ 入札日時等

ア　入札書提出期限　令和８年１２月１日（火）午後３時まで

（なお、入札書は郵送又は持参とする。）

イ　開札日　　令和８年１２月１日（火）

ウ　入札場所　　喜多方市松山町鳥見山字下天神６番地の３

福島県喜多方合同庁舎

⑶ 開札は、入札会場で行うものとする。（入札者の立ち合いは求めない。）

⑷ 入札結果の公表及び方法

入札説明書による。

５　入札参加資格要件の審査に関する事項

開札後、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者（同額の場合はくじ引きにより先順位となった者）に係る入札参加資格確認書類の記載事項を審査の上、入札参加資格を確認するものとする。（当該落札候補者へ電話及び書類等で審査を行う。）

当該者の入札参加資格が確認できなかった場合は、当該者以外の者で予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者（同額の場合はくじ引きにより先順位となった者）に係る入札参加資格確認書類の記載事項を審査の上、入札参加資格を確認するものとし、確認できなかった場合は以下同様に行うものとする。

６　入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金については、入札説明書による。

７　入札の無効等

２の入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び福島県庁舎等維持管理業務に係る条件付一般競争入札心得において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

８　その他

その他詳細は、入札説明書による。また、不明な点は次に示すところに照会すること。

問い合わせ先

福島県喜多方建設事務所　総務部　総務課

電話番号　　０２４１－２４－５７１０

ファクシミリ　　０２４１－２４－５７２９

電子メール　　kitakata.ken.soumuka.nyuusatsu@pref.fukushima.lg.jp

入　札　説　明　書

１　入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる条件及び入札公告に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

⑴ 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当しない者であること。

⑵ 福島県庁舎等維持管理業務入札参加資格制限措置要綱（平成２０年８月６日付け２０文第１６１０号総務部長通知）に基づく入札参加資格制限中の者でないこと。

⑶ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者でないこと。

２　入札参加手続等

⑴ 設計図書等に対する質問は、庁舎等維持管理業務の委託契約に係る条件付一般競争入札実施要領第７条第３項の規定により庁舎等維持管理業務条件付一般競争入札設計図書等に関する質問書（様式第２号）により直接持参又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。

⑵ 現場説明会は行わない。

３　入札方法等

⑴ 入札は、別紙「契約の方法及び入札の条件」による。

⑵　入札書のあて先は、「福島県喜多方建設事務所長　遠藤　恒司」とすること。

⑶ 入札結果の公表及び方法について

ア　入札結果の公表は、契約締結後１４日以内に行う。

イ　公表は、県政情報センター、地方振興局県政情報コーナー、総務部施設管理課及び喜多方建設事務所において行う。

４　入札保証金及び契約保証金

⑴ 入札保証金

福島県財務規則第２４９条第１項第４号及び同施行通達第２４９条関係第２項の規定に基づき入札保証金は免除する。

⑵ 契約保証金

落札者は契約金額の１００分の５以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、規則第２２９条第１項の規定に該当する場合は免除する。

５　その他

⑴ 入札書の記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札

価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

⑵ 契約は、別紙契約書（案）によるものとする。なお、契約の方法及び入札の条件、福島県庁舎等維持管理業務に係る条件付一般競争入札心得を熟知すること。

⑶ 書類は原則としてＡ４判とすること。

⑷ 入札参加資格確認書類の提出については、別紙１のとおりとする。

⑸ 提出書類に虚偽の記載をした場合においては、庁舎等維持管理業務入札参加の資格を制限することがある。

⑹ 入札参加資格の審査等

落札候補者の決定後、電話連絡により入札参加資格の事後審査を行うため、入札参加者は、入札参加資格条件が設定されている業務について確認に必要な書類を準備すること。

（別紙１）

入札参加資格確認書類の提出について

入札公告に示す条件に基づき、入札参加資格確認書類提出書に添付が必要となる書類は次のとおりである。

記

１　庁舎等維持管理業務入札参加有資格者名簿（令和８・９年度）の緑地植栽保全管理業務に登録されている者であること。

県で作成している庁舎等維持管理業務入札参加有資格者名簿により確認するので、提出を要しない。

２　福島県内に本店、支店又は営業所を有する者

庁舎等維持管理業務入札参加資格申請書及び、庁舎等維持管理業務入札参加資格有資格者名簿により確認するので書類の提出は要しない。

３　過去２年の間、本件業務又は本件業務と同規模、同種の業務を履行した実績がある者

「業務実績証明書（任意様式）」を提出すること。

ただし、時間等の都合により、間に合わない場合は、当該業務に係る「契約書の写し」を提出することによりこれに代えることができるものとする。